

2 実務経験要件

保健・医療・福祉にかかる法定資格による業務（別表 1（4 ページ））または相談援助業務（別表 2（5 ページ））の実務経験がある者のみです。

なお、介護保険法施行規則の改正により（平成 27 年 2 月 12 日付老発 0212 第 2 号）、平成 30 年度の試験より受験資格の要件が変更されています。

【実務経験期間】

| 表 | 期 間 | 算定の考え方 | 実務経験コード |
|-----------------|----------------------------------|--|-----------|
| 別表 1 (4 ページ) | 法定資格を有する者が、当該資格に基づく対人援助業務に従事した期間 | 別表 1 及び別表 2 の 従事期間が通算して 5 年以上 であり、 かつ、当該業務に従 事した日数が 900 日 以上 | 1001～1022 |
| 別表 2 (5 ページ) | 該当の施設等において必置とされている相談援助業務に従事した期間 | | 2001～2009 |

【留意事項】

- (1) 別表 1 に該当する者の当該業務従事期間は、当該資格の「登録日」以降の期間です。
※資格取得前の従事期間は含みません。
- (2) 受験資格が認められるのは、別表 1 または別表 2 に列挙されたものであって、かつ、**要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていること**が必要なため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する直接的な対人援助ではない業務（教育、研究、営業、事務等）を行った期間は実務経験期間に含まれません。
- (3) 常勤、非常勤、パート等の勤務形態は問いません。
- (4) 実務経験期間の日換算については、1 日の勤務時間が短い場合についても 1 日勤務したものとみなします。
- (5) 1 日に 2 か所で従事した場合、従事日数は 1 日となります。
- (6) 必要な実務経験期間は、試験の前日（令和 8 年 10 月 10 日（土））までに満たす必要があります。

【実務経験コード表】

別表 1 法定資格に基づく対人援助業務に従事する者

| コード | 法定資格 | コード | 法定資格 | コード | 法定資格 |
|------|-------|------|-------------|------|---------|
| 1001 | 医師 | 1009 | 作業療法士 | 1017 | はり師 |
| 1002 | 歯科医師 | 1010 | 社会福祉士 | 1018 | きゆう師 |
| 1003 | 薬剤師 | 1011 | 介護福祉士 | 1019 | 柔道整復師 |
| 1004 | 保健師 | 1012 | 視能訓練士 | 1020 | 栄養士 |
| 1005 | 助産師 | 1013 | 義肢装具士 | 1021 | 管理栄養士 |
| 1006 | 看護師 | 1014 | 歯科衛生士 | 1022 | 精神保健福祉士 |
| 1007 | 准看護師 | 1015 | 言語聴覚士 | | |
| 1008 | 理学療法士 | 1016 | あん摩マッサージ指圧師 | | |

別表2 相談援助業務に従事する者（別表1の法定資格の有無を問わない）

次に掲げる施設等において**必置**とされている相談援助業務に従事する者

| コード | 対象事業及び施設 | 対象職種 | 規定する法令・通知等 |
|------|--|---------|--|
| 2001 | 特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む） ●その他厚生労働省令で定める施設 （養護老人ホーム・軽費老人ホーム） | 生活相談員 | 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項 |
| | | | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号 |
| 2002 | 地域密着型特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む） ●その他厚生労働省令で定める施設 （養護老人ホーム・軽費老人ホーム） | 生活相談員 | 介護保険法第8条第21項 |
| | | | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号 |
| 2003 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●特別養護老人ホーム （29人以下） | 生活相談員 | 介護保険法第8条第22項 |
| | | | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号 |
| 2004 | 介護老人福祉施設 ●特別養護老人ホーム （30人以上） | 生活相談員 | 介護保険法第8条第27項 |
| | | | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号 |
| 2005 | 介護老人保健施設 | 支援相談員 | 介護保険法第8条第28項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号 |
| 2006 | 介護予防特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む） ●その他厚生労働省令で定める施設 （養護老人ホーム・軽費老人ホーム） | 生活相談員 | 介護保険法第8条の2第9項 |
| | | | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号 |
| 2007 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業 | 相談支援専門員 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項 |
| | | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条 |
| 2008 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業 | 相談支援専門員 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項 |
| | | | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条 |
| 2009 | 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業 | 主任相談支援員 | 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項 |
| | | | 生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領（2）ア |